

別添 9

木質バイオマス施設等緊急整備事業

第 1 事業主旨

木質バイオマス施設等緊急整備事業は、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るために、木質バイオマスや小水力等の再生可能エネルギー供給施設や木造公共建築物等の整備により、地域の資源を活用した新しいまちづくりを推進するとともに、農林業の活性化や雇用の確保等を図るものである。

第 2 事業メニュー

木質バイオマス施設等緊急整備事業は、次に掲げる事業メニューから構成されるものとし、事業メニューの内容、事業を実施する者及び実施要件等は、事業メニュー毎に別添 9-1 から別添 9-3 までに定めるものとする。

- イ 木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木質バイオマス関連施設整備事業
(別添 9-1)
- ロ 木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木造公共建築物整備事業
(別添 9-2)
- ハ 木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち再生可能エネルギー導入調査設計
・施設整備事業 (別添 9-3)

木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木質バイオマス関連施設整備事業に係る取扱

第1 趣旨

東日本大震災からの復興に向けて、新しいまちづくりを推進するに当たっては、膨大な木質系震災廃棄物等（東日本大震災による地震及び津波に起因し生じた木質系震災廃棄物並びに放射性物質の付着した樹皮及びキノコ原木等の木質系廃棄物等をいう。以下同じ。）をエネルギー利用するとともに、その処理終了後は、未利用間伐材等を活用してエネルギーを持続的かつ安定的に供給する仕組みを構築することにより、林業の活性化や雇用の確保等を図ることが重要な課題である。

木質バイオマス関連施設整備事業（以下「本事業」という。）は、こうした状況を踏まえ、被災地域において木質系震災廃棄物等及び未利用間伐材等の木質バイオマスを活用して熱や電気を供給する施設等の整備を支援するものである。

第2 事業の内容等

1 事業の実施方針

本事業は、特定市町村等が作成する復興を図るために必要な各種整備内容を取りまとめた復興交付金事業計画に基づき、地域の復興状況を踏まえつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

2 採択基準

(1) 機能要件

木質系震災廃棄物等及び間伐材等の地域材を活用し、持続的かつ安定的にエネルギーを利用または供給すること。

(2) その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね 500 万円以上とする。

ウ 木質バイオマス発電施設の整備に当たっては、木質系震災廃棄物等が発電施設を整備する都道県内に存在する場合は、発電施設の処理能力に応じて、最大限それらを燃料として使用すること。

エ 木質バイオマス発電施設の整備に当たっては、次の項目について予め調査を実施し、長期間にわたって計画している事業内容が適切であることが明らかにされていること。

(ア) 事業の継続性及び収益性

(イ) 発電燃料とする木質系震災廃棄物等、間伐材等の地域材及びその他の燃料について種類ごとの使用量及び調達方法

(ウ) 放射性物質の付着した樹皮、キノコ原木等を取り扱う場合は、燃料及び焼却灰の取扱方法、安全な処理対策並びに発電施設周辺への環境影響

3 事業の内容

- (1) メニュー、事業実施主体（以下「実施主体」という。）及び補助率等は別表1、補助対象経費は別表2、交付の対象となる整備内容等は別表3のとおりとする。
- (2) 「木質系震災廃棄物等の活用可能性調査」（平成23年度第2号補正予算において、青森県域、岩手県域、宮城県域、福島県域で実施されている調査。）等により、事業の継続性・収益性や安定的な原料の調達等が見込まれ、熱・電併給施設など、全国への波及効果の高い施設であることを要件とし、要件に合致しているかを示す書類及び成果目標を復興交付金事業計画に添付するものとする。なお、本事業に係る復興交付金事業計画は、当該施設の受益範囲内の関係者等との十分な連絡及び調整を行った上で計画するものとする。
- (3) その他
事業内容には、附帯施設の整備を含む。

4 事業実施主体等

本事業の対象地域は「木質系震災廃棄物等の活用可能性調査」等が行われ、事業の継続性・収益性や安定的な原料の調達等が見込まれ、熱・電併給施設など、全国への波及効果の高い施設であることの要件に合致している特定市町村とし、事業実施主体は、特定市町村、特定都道県、地方公共団体等の出資する法人、木材関連業者等の組織する団体、民間事業者その他特定市町村若しくは特定都道県の長が認める事業体とする。

ただし、ア～イの者については、下記条件を満たすこと。

ア 地方公共団体等が出資する法人

- (ア) 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。
- (イ) 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者との協調関係が築かれているものとする。

イ 木材関連業者等の組織する団体

- (ア) 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）とする。
- (イ) 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

第3 事業の実施

- 1 本事業は、復興交付金事業計画に基づいて、それぞれの実施主体が所要の手続を経て実施するものとする。
- 2 本事業に係る交付金の交付申請、受領等に係る事務は、市町村長又は都道府県知事が行うものとする。
- 3 市町村長又は都道府県知事は、地域の実情に鑑み、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。なお、過剰と見られるような施設等とは、施設規模に見合った間伐材等の原料の調達等の方策が明確となっていないもの等をいう。
- 4 木質バイオマス発電施設の整備を行う場合、復興交付金事業計画を提出した市町村は、木質バイオマス発電施設の経営状況を運転を開始した年から15年間公表するとともに、発電施設の経営安定後の事業収益の一部を将来の地域の木質バイオマス利用促進に向けた再投資等に活用されるような仕組みの導入を図るものとする。
- 5 本事業の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

第4 成果目標

復興計画に定める成果目標は、木質系震災廃棄物等及び間伐材等の地域材の木質バイオマス利用量とする。

第5 目標年度

成果目標の目標年度は、施設が竣工した年度の翌年度から起算して3年度目とする。

第6 事業評価

本事業により実施した事業に係る事前評価及び事後評価については、実施主体は、森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領（平成25年5月16日付け25林政経第108号林野庁長官通知）に準じて、別表1のメニューを対象として、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。

1 事前評価

実施主体は、事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、復興交付金事業計画書に添付するものとする。

2 事後評価

実施主体は、成果目標の目標年度において費用対効果分析による事業効果の測定を行い、制度要綱第9の3に定める報告書に添付するものとする。

第7 事業費の適正な執行の確保等

市町村長又は都道府県知事は、実施主体による本事業の実施について、指導監督を行うとともに、事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係行政機関、森林・林業・

木材産業関係団体、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施促進についての指導に当たるものとする。

国は、市町村長又は都道府県知事に対し、本事業の実施に関する資料の提出を求めることができることとし、本事業の実施について、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

第8 施設の管理

実施主体は、本事業について厳正的確な実施を期するとともに、本事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 管理主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、本事業の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 実施主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。

別表1 (第2の3の(3)関係)

1 メニュー、実施主体等

メニュー	実施主体	対象地域	基本国費率
木質バイオマス関連施設整備 ① 木質バイオマスエネルギー等供給施設整備 ② 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	特定市町村、特定都道府県、地方公共団体等の出資する法人、木材関連業者等の組織する団体、民間事業者その他特定市町村もしくは特定都道府県の長が認める事業体	「木質系震災廃棄物等の活用可能性調査」(※)等が行われている特定市町村	1 事業費の1/2以内 2 附帯事務費については、事務費の1/2以内

注)

木質系震災廃棄物等の活用可能性調査 (※)

平成23年度第2号補正予算において、青森県域、岩手県域、宮城県域、福島県域で実施されている調査。

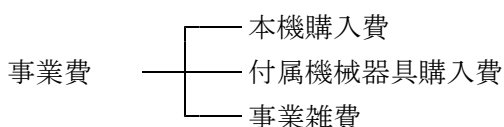
別表2 (第2の3の(3)関係)

木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち 木質バイオマス関連施設整備事業補助対象経費

1 木質バイオマス関連施設整備

機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。

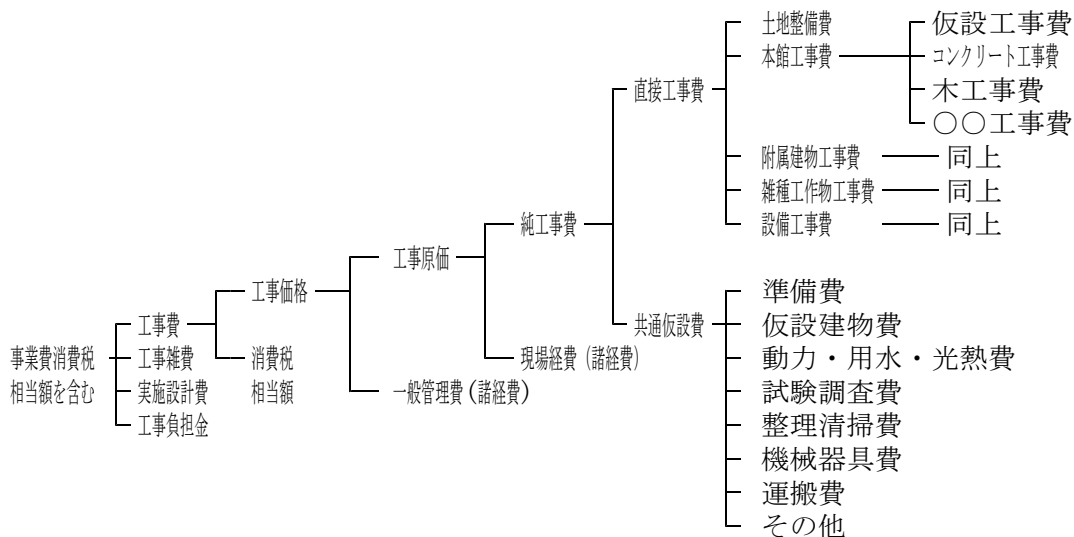
(1) 機械器具費



事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料②車両購入に伴う重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

(2) 建物建築費及び構築物設置費



a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

また、処分した廃棄物に収入があった場合、その収入分については整理清掃費から差し引くものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。

ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の 3.5 %を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報 賃	<p>酬 金</p> <p>用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、 ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。</p>
旅 需	<p>費 用 費</p> <p>事業実施の打合せ等に必要な旅費 消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする（*事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象にならない）、</p>

役 務 費	印刷製本費、光熱水料費及び修繕費（*通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まない）
委 託 料	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費
使用料及び賃借料	登記事務、測量等の委託料
備品購入費	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
公 課 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

d 工事負担金

系統連系の際の電力工事負担金とする。

(3) 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

ア 指導監督費は補助対象としないものとする。

イ 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。

ウ 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

2 県附帯事務費

事業を推進するため、県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業主体に対する指導、必要な会議の開催、事業の運営等に要する次の経費とする。

なお、補助率は1/2以内とし、事業費（消費税を除く）の1.7%を上限とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(1) 人 件 費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

(2) 賃 金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝 金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

(4) 旅 費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(5) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする（*事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象にならない）、印刷製本費、光熱水料及び修繕費（*通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まない）とする。

(6) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税とする。

(7) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(9) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

3 市町村附帯事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は2の都道府県附帯事務費に準ずる。

なお、補助率は1/2以内とし、事業総額の0.4%を上限とする。

木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木造公共建築物整備事業

第1 趣旨

東日本大震災からの復興に向けて、新しいまちづくりを推進するにあたっては、公共施設の早急な復旧が必要となっている。

このため、木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち木造公共建築物整備事業（以下「本事業」という。）は、東日本大震災の被災区域において、地方公共団体等が整備する公共建築物の木造化を積極的に推進していくことにより、被災地の豊富な森林資源を有効活用した地域材による公共建築物の整備を支援する。

第2 事業の内容等

1 事業の実施方針

本事業は、特定被災市町村等が作成する復興を図るために必要な各種整備内容を取りまとめた復興交付金事業計画に基づき、地域の復興状況を踏まえつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

2 採択要件

採択要件は、東日本大震災の復興の取組であることかつ、事業費（単位面積）当たりの地域材使用量若しくは事業費（単位面積）当たりの利用者数が、原則として県の目標数値の伸び率以上であること、又は地域材の利用推進に関する県の目標数値の達成に必要なことが明らかであることとする。

3 事業内容

- (1) 交付の対象となる事業は、被災地の復旧に係る公共施設等の木造化及び木質内装化、木製品整備とする。
- (2) 補助対象経費は別表1、費用対効果は、森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領（平成25年5月16日付け25林政経第108号林野庁長官通知）に定めるものとする。
- (3) 個々の施設等の整備については、単年度に完了することを原則とする。ただし、被災地域の実情等に即し必要がある場合は、その限りではない。
- (4) 事業費は当該施設等を整備する県において使用されている単価及び歩掛かりを標準として、被災地域の実情に即した適正な現地価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目標に合致するものとする。
- (5) 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了済みしたものを本事業に切り替えて実施するものは、交付の対象としない。
- (6) 目的外使用のおそれの多い施設は、交付の対象としないものとする。
- (7) 施設等の管理は原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合は、原則として県知事が適当と認め

る者に、補助目的に沿って管理運営させることができるものとする。

- (8) 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。
- (9) この事業にあたって整備する施設は、原則、合法性の証明された地域材を利用するものとする。
- (10) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年5月26日法律第36号）の実効性を高めるため、公共建築物を整備する自治体にあたっては、同法に基づく都道府県方針、市町村方針の作成が行われるものとする。
- (11) この事業にあたって整備する施設は、木質ペレットストーブ等の利用の促進に努めるものとする。

4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、特定市町村、特定都道府県及び特定市町村において事業を実施する民間事業者とする。

5 成果目標

成果目標については、東日本大震災の復興の取組であることかつ、事業費（単位面積）当たりの地域材使用量若しくは事業費（単位面積）当たりの利用者数とする。

6 目標年度

成果目標の目標年度は、復興交付金事業計画の承認があった日の属する年から起算して5年目とする。

7 実施手続

(1) 事業実施主体は、復興交付金事業計画を県知事に提出し、その指導を受けるものとする。

(2) 県知事等は、以下の要件を満たすと認められる場合に、当該復興交付金事業計画の指導を行うものとする。

- ① 他省庁の補助対象施設になっておらず、5の成果目標が市町村の復興プラン等の方向性に即したものであり、成果目標が達成されること。
- ② 施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- ③ 施設等の規模が、目的等からみて適正であり、かつ、過大ではないこと。
- ④ 関係者の合意形成が図られる見込みがあるもの。

第3 事業の推進体制等

- 1 県知事等は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、事業実施主体との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。

- 2 林野庁長官は本事業が復興に即した効果的かつ適正な実施が図られるよう、相互の連絡体制を緊密にするとともに関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言にあたるものとする。

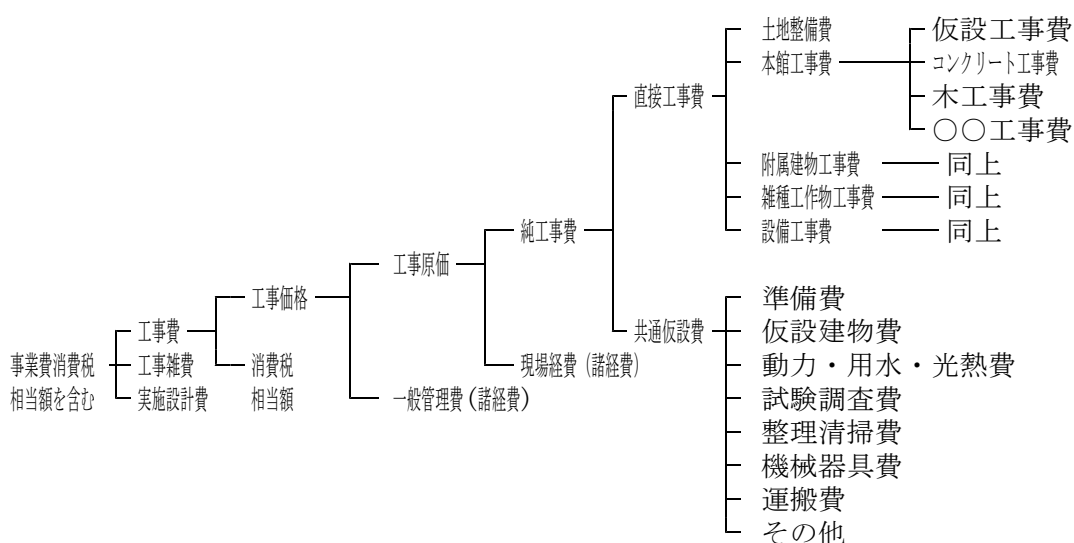
第4 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 林野庁長官は、県知事等に対し、本事業の実施に関し必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることが出来る。
- 2 林野庁長官は本事業の実施に関し、指導監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、県知事等に対し、その違反を是正するため、必要な限度において取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 3 林野庁長官は、県知事等に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告、又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講じることが出来る。

別表 1

木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち
木造公共建築物整備事業に係る補助対象経費

1 建物建築費及び構築物設置費



a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費

整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運搬費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
その他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の 3.5 % を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報 酬 賃 金	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、 ただし、賃 金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費 需 用 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費 消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行 上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製 本費、 光熱水料費及び修繕費
役 務 費 委 託 料	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費 登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費 公 課 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

ア 指導監督費は補助対象としないものとする。

イ 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。

ウ 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

2 県附帯事務費

事業を推進するため、県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業主体に対する指導、必要な会議の開催、事業の運営等に要する次の経費とする。

なお、補助率は1/2以内とし、事業費（消費税を除く）の1.7%を上限とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(1) 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

(2) 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

(4) 旅費

事業の指導監督等に必要となる旅費とする。

(5) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする（*事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象にならない）、印刷製本費、光熱水料及び修繕費（*通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まない）とする。

(6) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税とする。

(7) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(9) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費(机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。)とする。

3 市町村附帯事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は2の都道府県附帯事務費に準ずる。

なお、補助率は1/2以内とし、事業総額の0.4%を上限とする。

2 県附帯事務費

事業を推進するため、県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業主体に対する指導、必要な会議の開催、事業の運営等に要する次の経費とする。

なお、補助率は1/2以内とし、事業費(消費税を除く)の1.7%を上限とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(1) 人件費

事業に直接従事する定数職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。)に対する給料、職員手当(退職手当を除く。)及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

(2) 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

(4) 旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(5) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費(説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする(*事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象にならない)、印刷製本費、光熱水料及び修繕費(*通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まない)とする。

(6) 役務費

通信運搬費、公告料(用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。)、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税とする。

(7) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(9) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

3 市町村附帯事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は2の都道府県附帯事務費に準ずる。

なお、補助率は1/2以内とし、事業総額の0.4%を上限とする。

別添 9 - 3

木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備に係る取扱

第 1 趣旨

東日本大震災により被災した農山漁村地域には、水、太陽光、風の再生可能エネルギーが豊かに賦存する。これら農山漁村に賦存する未利用エネルギーの有効活用により、農山漁村におけるエネルギー自立度の向上を図るとともに、農山漁村の活性化と低炭素社会の実現のため、再生可能エネルギーの導入を促進する取組を支援する。

第 2 事業の内容等

1. 交付要件

交付要件は、次に掲げる全てを満たすこととする。

- (1) 本事業が、復興交付金事業計画に位置付けられており、東日本大震災からの復興に資するものであること。
- (2) 再生可能エネルギー供給施設から生じる電力を、土地改良施設、農林水産省の助成対象の農業関連施設等及び当該施設に対し供給する施設であること。
また、売電による場合については、当該施設及び農業関連施設等の維持管理費の低減のために利用すること。
- (3) 維持管理体制が整っていること。
- (4) 関係法令の許認可を得ることが確実と見込まれること。
- (5) 地域に賦存する資源を効率的に利用する等の取組により、地域の農林水産業、農山漁村の持続的発展に好影響を及ぼすことが期待されること。

2. 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小水力、太陽光等発電施設及びこれと併せて行う需要施設等の導入に係る案件形成及び調査設計
- (2) 小水力、太陽光等発電施設及びこれと併せて行う需要施設等の整備

第 3 事業実施主体

本事業の実施主体は、道県又は市町村とする。

第 4 助成

国は、予算の範囲で本事業に関連して必要となる経費について、事業実施主体に交付するものとし、対象となる経費は次のとおり。

1 小水力、太陽光等発電施設及びこれと併せて行う需要施設等の導入に係る案件形成及び調査設計

(補助対象経費)

技術員手当、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、資材購入費、機械賃料

2 小水力、太陽光等発電施設及びこれと併せて行う需要施設等の整備

(補助対象経費)

(1) 工事費

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費

(2) 設備費

機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配電設備及びこれらに付帯する設備の購入、製造(改造を含む。)、据付け、輸送及び保管に必要な経費

(3) その他

その他設置工事のために直接必要な経費(電力工事負担金)

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成

(1) 道県知事は、道県が新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施計画書(別記様式第1号)を作成し、地方農政局長等へ提出するものとする。

(2) 市町村長は、市町村が新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施計画書(別記様式第1号)を作成し、地方農政局長等へ提出するものとする。

別記様式第1号

木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち
再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備実施計画書

- 第1 事業実施主体の概要
- 第2 事業の実施地域
- 第3 事業により得られる電力
- 第4 事業の概要

(参考様式)

木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち
再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備実施計画書

第1 事業実施主体の概要

- 1 事業実施主体
- 2 事業実施主体の所在地
- 3 事業実施主体の担当者（氏名、所属、役職、電話番号、E-mail等）
- 4 事業実施体制

第2 事業の実施地域

- 1 都道府県名
- 2 市町村名
- 3 地区名

第3 事業により得られる電力

- 1 再生可能エネルギー供給施設の種別（小水力、太陽光、その他）
- 2 再生可能エネルギー供給施設により見込まれる最大発電量及び年間発電量

第4 事業の概要

- 1 総事業費 千円
- 2 本事業において実施する事業メニュー

1) ハード（施設名称、施設規模、事業費、事業終了年度、施設の管理者及び施設の所有者）

施設名称	施設規模 (電力量)	事業費 (国費)	事業終了年度	施設の管理者	施設の所有者
ア自然エネルギー供給施設整備 〇〇ポンプ場の太陽光発電	〇〇kwh	〇(△)	□		
イエネルギー需要施設整備 〇〇共同温室ヒートポンプ	××kwh	×(〇)	△		
ウその他					

2) ソフト（事業名称、箇所等、見込まれる施設規模、事業費及び事業終了年度）

事業名称	箇所等	見込まれる施設規模 (電力量)	事業費（国費）	事業終了年度
		kWh	千円	年度
ア 案件形成				
小水力賦存量調査	5 地区（〇〇地区）	〇〇kWh	×（×）	○
太陽光賦存量調査	2 地区	〇〇kWh	×（×）	○
風力賦存量調査	1 地区	〇〇kWh	×（×）	○
イ 調査設計				
施設整備調査設計	一式	〇〇kWh	△（△）	○

(添付図面)

木質バイオマス施設等緊急整備事業のうち再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備一般計画図

一般計画図	位置図								
<p style="text-align: right;">S=1:</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">凡 例</th></tr></thead><tbody><tr><td>対象区域</td><td></td></tr><tr><td>再生可能エネルギー供給施設整備</td><td></td></tr><tr><td>再生可能エネルギー需要施設整備</td><td></td></tr></tbody></table>		凡 例		対象区域		再生可能エネルギー供給施設整備		再生可能エネルギー需要施設整備	
凡 例									
対象区域									
再生可能エネルギー供給施設整備									
再生可能エネルギー需要施設整備									

対象となる地域を特定した地図に、主要な事業の実施位置を明示して添付すること。